令和6年度介護報酬改定の主な事項について

~定期巡回·随時対応型訪問介護看護~

松本市健康福祉部高齢福祉課

抜粋:厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会(第239回) 「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」 「令和6年度介護報酬改定の主な事項について」

令和6年度介護報酬改定の概要

■ 人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点として、介護報酬改定を実施。

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組を推進
 - ・ 質の高い公正中立なケアマネジメント
 - ・ 地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組
 - ・ 医療と介護の連携の推進
 - ▶ 在宅における医療ニーズへの対応強化 ▶ 在宅における医療・介護の連携強化
 - ▶ 高齢者施設等における医療ニーズへの対応強化
 - ▶ 高齢者施設等と医療機関の連携強化

2. 自立支援・重度化防止に向けた対応

- 高齢者の自立支援・重度化防止という制度の趣旨に沿い、多職種 連携やデータの活用等を推進
- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等
- 自立支援・重度化防止に係る取組の推進
- ・ LIFEを活用した質の高い介護

4. 制度の安定性・持続可能性の確保

- 介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、全ての世代にとって 安心できる制度を構築
- ・ 評価の適正化・重点化
- ・ 報酬の整理・簡素化

- ・ 看取りへの対応強化
- ・ 感染症や災害への対応力向上
- ・ 高齢者虐待防止の推進
- ・ 認知症の対応力向上
- 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

- 介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、 処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取 組を推進
- ・ 介護職員の処遇改善
- ・ 生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり
- ・ 効率的なサービス提供の推進

5. その他

- 「書面掲示」規制の見直し
- 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化
- ・ 基準費用額 (居住費) の見直し
- 地域区分

1. (2) ④ 総合マネジメント体制強化加算の見直し①

概要

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護】

○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び(看護)小規模多機能型居宅介護が、地域包括ケアシステムの担い手として、より地域に開かれた拠点となり、認知症対応を含む様々な機能を発揮することにより、地域の多様な主体とともに利用者を支える仕組みづくりを促進する観点から、総合マネジメント体制強化加算について、地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取組を評価する新たな区分を設ける。なお、現行の加算区分については、新たな加算区分の取組を促進する観点から評価の見直しを行う。【告示改正】

単位数

<現行>

総合マネジメント体制強化加算 1.000単位/月

<改定後>

総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) 1,200単位/月 (新設)

総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)

800単位/月(変更)

1. (2) ④ 総合マネジメント体制強化加算の見直し②

算定要件等 【定期巡回·随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護】

	加算(丨) :1200単位 (新設)			加算 <u>(II)</u> : <u>800</u> 単位 (現行の1,000単位から見直し)		
算定要件((4)~(10)は新設)	小規模多機能 型居宅介護	看護小規模多機 能型居宅介護	定期巡回・随 時対応型訪問 介護看護	小規模多機能 型居宅介護	看護小規模多機 能型居宅介護	定期巡回・随 時対応型訪問 介護看護
(1) 個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員(計画作成責任者)や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っていること	0	0	0	0	0	0
(2)利用者の地域における多様な活動が確保されるように、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること	0	0		0	0	
(3)地域の病院、診療所、介護老人保健施設等に対し、事業所が提供することのできる サービスの具体的な内容に関する情報提供を行っていること		0	0		0	0
(4) 日常的に利用者と関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保している こと	0	0	0			
(<u>5</u>) 必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービ スを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	0	0				
(<u>6</u>) 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること			0			/
(<u>7</u>) 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の 場の拠点となっていること(※)	事業所の特 性に応じて 1つ以上		事業所の特 性に応じて 1つ以上 実施			
(8) 地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること	† 1つ以上 実施 			/		
(<u>9</u>) 市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加していること						
(10) 地域住民及び利用者の住まいに関する相談に応じ、必要な支援を行っていること (※) 定期巡回・随時対応型訪問企業素難については、「障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等						

1.(4)③ 訪問看護等におけるターミナルケア加算の見直し

概要

【訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護】

○ ターミナルケア加算について、介護保険の訪問看護等におけるターミナルケアの内容が医療保険におけるターミナルケアと同様であることを踏まえ、評価の見直しを行う。【告示改正】

単位数

<現行> ターミナルケア加算 2,000単位/死亡月



<改定後> ターミナルケア加算 **2,500**単位/死亡月(変更)

算定要件等

○ 変更なし

1. (7) ① 訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算の見直し

概要

【訪問介護、訪問入浴介護★、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護】

○ 訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算について、認知症高齢者の重症化の緩和や日常生活自立度 II の者に 対して適切に認知症の専門的ケアを行うことを評価する観点から、利用者の受入れに関する要件を見直す。 【告示改正】

単位数

<現行>

認知症専門ケア加算(I) 3単位/日※

認知症専門ケア加算(Ⅱ)

4 単位/日※



<改定後> 変更なし

変更なし

※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護(Ⅱ)については、認知症専門ケア加算(Ⅰ)90単位/月、認知症専門ケア加算(Ⅱ)120単位/月

算定要件等

- <認知症専門ケア加算(I) >
 - ア 認知症高齢者の日常生活自立度 || 以上の者が利用者の 2 分の 1 以上
 - イ 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度<u>Ⅱ</u>以上の者が20人未満の場合は1以上、 20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置
 - ウ 認知症高齢者の日常生活自立度 | 以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
 - エ 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催
- <認知症専門ケア加算(Ⅱ)>
 - ア 認知症専門ケア加算 (I) のイ・エの要件を満たすこと
 - イ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の20以上
 - ウ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
 - エ 認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施
 - オー介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定

2. (1) ⑤ 訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化

概要

【訪問介護、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

○ 訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護において、職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下の歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を評価する新たな加算を設ける。 【告示改正】

単位数

<現行> なし



<改定後>

口腔連携強化加算 50単位/回 (新設)

※1月に1回に限り算定可能

算定要件等

- 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。(新設)
- 事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診 療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対 応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。









介護支援専門員

3. (3) 3 訪問看護等における24時間対応体制の充実

概要

【訪問看護★、定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

緊急時訪問看護加算について、訪問看護等における 24 時間対応体制を充実する観点から、夜間対応する看護師 等の勤務環境に配慮した場合を評価する新たな区分を設ける。 【告示改正】

単位数

<現行>

緊急時訪問看護加算

指定訪問看護ステーションの場合 574単位/月

病院又は診療所の場合

315単位/月

一体型定期巡回·随時対応型訪問

介護看護事業所の場合

315単位/月

<改定後>

緊急時訪問看護加算(丨)(新設)

指定訪問看護ステーションの場合 600単位/月 325単位/月

病院又は診療所の場合

一体型定期巡回・随時対応型訪問

介護看護事業所の場合

325単位/月

緊急時訪問看護加算(Ⅱ)

指定訪問看護ステーションの場合

病院又は診療所の場合

一体型定期巡回・随時対応型訪問

介護看護事業所の場合

574単位/月

315単位/月

315単位/月

算定要件等

- <緊急時訪問看護加算(|) > (新設)
- 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。
- (2) 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること。
- <緊急時訪問看護加算(Ⅱ)>
- 緊急時訪問看護加算(1)の(1)に該当するものであること。

退院時共同指導の指導内容の提供方法の柔軟化 3. (3) (5)

概要

【訪問看護★、定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

退院時共同指導加算について、指導内容を文書以外の方法で提供することを可能とする。 【告示改正】

算定要件等

<改定後>

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に 入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、 指定訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除 く。)が、退院時共同指導(当該者又はその看護に当 たっている者に対して、病院、診療所、介護老人保健 施設又は介護医療院の主治の医師その他の従業者と共 同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を 提供することをいう。)を行った後に、当該者の退院 又は退所後に当該者に対する初回の指定訪問看護を 行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院 又は退所につき1回(特別な管理を必要とする利用者 については、2回)に限り、所定単位数を加算する。

ただし、初回加算を算定する場合には、退院時、共 同指導加算は算定しない。

<現行>

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療・院 に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、 指定訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除 く。)が、退院時共同指導(当該者又はその看護に当 たっている者に対して、病院、診療所、介護老人保健 施設又は介護医療院の主治の医師その他の従業者と共 同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を 文書により提供することをいう。)を行った後に、当 該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の指定訪 問看護を行った場合に、退院時共同指導加算として、 当該退院又は退所につき1回(特別な管理を必要とす る利用者については、2回)に限り、所定単位数を加 算する。

ただし、初回加算を算定する場合には、退院時共同

3. (3) ⑪ 随時対応サービスの集約化できる範囲の見直し

概要

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が行う随時対応サービスについて、適切な訪問体制が確実に確保されており、利用者へのサービス提供に支障がないことを前提に、事業所所在地の都道府県を越えて事業所間連携が可能であることを明確化する。【通知改正】

算定要件等

○ 一体的実施ができる範囲について、都道府県を越えて連携を行っている場合の運用については、その範囲が明確になっていないため、<u>適切な訪問体制が確実に確保されており、利用者へのサービス提供に支障がないことを前提</u>に、事業所所在地の都道府県を越えて事業所間連携が可能であることを明確化する。

4. (2) ② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本報酬の見直し

概要

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の機能・役割や利用状況等を踏まえ、将来的なサービスの統合を見据えて、夜間対応型訪問介護との一体的実施を図る観点から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本報酬に、夜間対応型訪問介護の利用者負担に配慮した新たな区分を設ける。【告示改正】

単位数・算定要件等

<改定後>				
一体型事業所(※)				
介護度	介護・看護 利用者	介護利用者	夜間にのみサービスを必要とする利用者(新設)	
要介護 1	7,946単位	5,446単位	【定額】 ・基本夜間訪問サービス費:989単位/月	
要介護 2	12,413単位	9,720単位	【出来高】	
要介護 3	18,948単位	16,140単位	・定期巡回サービス費:372単位/回 ・随時訪問サービス費(I):567単位/回	
要介護 4	23,358単位	20,417単位	・随時訪問サービス費(Ⅱ):764単位/回 (2人の訪問介護員等により訪問する場合)	
要介護 5	28,298単位	24,692単位	注:要介護度によらない	

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本報酬の見直し

告示改正

■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の将来的なサービスの統合を見据えて、夜間対応型訪問介護との一体的実施を図る観点から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本報酬に、夜間対応型訪問介護の利用者負担に配慮した新たな区分を設ける。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

<改定後>					
一体型事業所(※)					
介護度	介護・看護 利用者	介護利用者	夜間にのみサービスを必要とする利用者(新設)		
要介護1	7,946単位	5,446単位	【定額】 ・基本夜間訪問サービス費:989単位/月		
要介護 2	12,413単位	9,720単位	【出来高】		
要介護3	18,948単位	16,140単位	・定期巡回サービス費:372単位/回 ・随時訪問サービス費(I):567単位/回		
要介護4	23,358単位	20,417単位	・随時訪問サービス費(II):764単位/回 (2人の訪問介護員等により訪問する場合)		
要介護 5	28,298単位	24,692単位	注:要介護度によらない		

(※)連携型事業所も同様

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 基本報酬

777 / L 34/

単位数	※以下の単位数は	は1月あたり (夜間訪問	型の定期巡回サービス	費及び随時訪問サ	ービス費を除く)
	<現行>	<改定後>		<現行>	<改定後>
一体型事業所			一体型事業所		
(訪問看護なし)			(訪問看護あり)		
要介護1	5,697単位	5,446単位	要介護 1	8,312単位	7,946単位
要介護 2	10,168単位	9,720単位	要介護 2	12,985単位	12,413単位
要介護3	16,883単位	16,140単位	要介護3	19,821単位	18,948単位
要介護4	21,357単位	20,417単位	要介護4	24,434単位	23,358単位
要介護 5	25,829単位	24,692単位	要介護 5	29,601単位	28,298単位
│ │ 連携型事業所 │ (訪問看護なし)					
要介護1	5,697単位	5,446単位			
要介護 2	10,168単位	9,720単位			
要介護3	16,883単位	16,140単位			
要介護 4	21,357単位	20,417単位			
要介護 5	25,829単位	24,692単位		時対応型訪問介記	
	-n.\			算について、今[り、賃金体系等の	
夜間訪問型(新		0000///		り、貝並体示寺。 により、まずは1	
	問型サービス費 	989単位		により、よりは」 員等の配置による	
定期巡回サー		372単位		貝寺の配置による ように設定してい	_
	ービス費(I)	567単位	こ、文字による	ように設定して	・・。 ・・。
随時訪問サー	ービス費(Ⅱ)	764単位			

1. (6)定期巡回・随時対応型訪問介護看護

改定事項

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 基本報酬
- ① 1(2)④総合マネジメント体制強化加算の見直し
- ② 1(4)③訪問看護等におけるターミナルケア加算の見直し
- ③ 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- ④ 1(6)①高齢者虐待防止の推進
- ⑤ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進
- **⑥ 1(7)①訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算の見直し**
- ⑦ 2(1)⑤訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化
- 8 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化
- 9 3(2)①テレワークの取扱い
- ⑩ 3(3)③訪問看護等における24時間対応体制の充実
- ① 3(3)⑤退院時共同指導の指導内容の提供方法の柔軟化
- ② 3(3)①随時対応サービスの集約化できる範囲の見直し
- ③ 4(2)②定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本報酬の見直し
- ④ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化
- 15 5 3特別地域加算の対象地域の見直し

全サービス共通

改定事項

- ① 3(2)⑦人員配置基準における両立支援への配慮★
- ② 3(3)①管理者の責務及び兼務範囲の明確化等★
- ③ 3(3)②いわゆるローカルルールについて★
- ④ 5①「書面掲示」規制の見直し★